マンションの大規模修繕

～大規模修繕で知っておきたい１０の教え～

（現役コンサルタントからの情報）

2023年10月24日（火）

有限会社　立石建築設計　代表取締役　立石光紀

本日の内容について

① 大規模修繕の工事時期について何年目が良いか

② 新築時の仕上げ仕様は十分ではないの？？？

③ コンサルタント方式の種類

④ 大規模修繕でどこをどう修繕するの？？？

⑤ 数量積算書や見積明細書の重要性

⑥ 修繕工事費の目安について

⑦ タイル剥離の実態

⑧ 大規模修繕工事の瑕疵担保責任保険について

⑨ 工事中の追加工事を抑える方法

⑩ 長期修繕計画書と、修繕積立金の値上げ時期（広島市内の積立金額の実態）

★おまけ

①修繕時期について何年目が良いか？

■国から法律で区分所有者に与えられている権利

■住宅瑕疵担保責任保険の内容と期限

■構造的瑕疵と雨水の侵入について

■10年間は売主に対して修補を要求する権利を持っている

■管理会社からはその権利や調査などについて
報告はされていないことが多い

■13年目あたりから大規模改修の話を持ちかけられる

↓

工事時期の目安は、状況に応じて13～17年の間

②新築時の仕上げ仕様は十分ではない！

■塗装について

・塗装の種類には、アクリル・ウレタン・シリコン・フッ素がある。
・下地塗膜の厚さは塗装用のローラーの種類で決まる。

■防水について

・新築時設計図面には細かい仕様まで記載されていないこともある。
・住民が上がることのない屋上などは、配慮が充分でないことも。

■ゲリラ豪雨へのコンクリート劣化対策は重要

■工事の保証期間

・新築時　外部からの雨水侵入、構造的欠陥。10年間
・新築時　仕上げは2年間
・大規模修繕での仕上げは次の修繕工事まで保つ材料の選定が必要。

②新築時の仕上げ仕様は十分ではない！

たまに見られる工事への配慮がイマイチで残念なマンション、、、、

タイミング・立地・学区・生活の便利さなどが主な決定要因

折角手に入れたマンションとは運命共同体とも言える！

大切な建物の価値を下げないように、住民みんなでお金を貯めて

計画的な維持管理をすることが **大規模修繕** なのです！

③コンサルタント方式の種類

15～20年前の大規模修繕工事では、管理会社が主導で工事業者との間で判断されて実施されており、改修方法なども手探りの状態のため、管理会社によっては下請け工事業者に任せきりの場合も少なくなかった時代！
現在では、以下のコンサルタント方式が主流である。

	管理会社主導型	設計事務所サポート型
メリット	輪番制の理事会と管理会社のみで進めることができるため修繕委員会などの設置が不要でお任せ型	組合員ファーストで進む
デメリット	・工事金額や見積内容が不透明になりやすい。 ・建築に関して素人である輪番制の理事会に対して、一方的に調査や見積提示などを進める管理会社は要注意。 ※理事会とは別に修繕委員会を立ち上げる考え方が必要。	・順を追って業務を進めるため時間がかかる。 【コンサル契約～工事開始まで】 ➡約1年 【工事期間】 ➡約５ヶ月間 全体で約1年半 ・別に設計料がかかる？？？

④大規模修繕でどこをどう修繕するの？？？

■ 開放廊下側

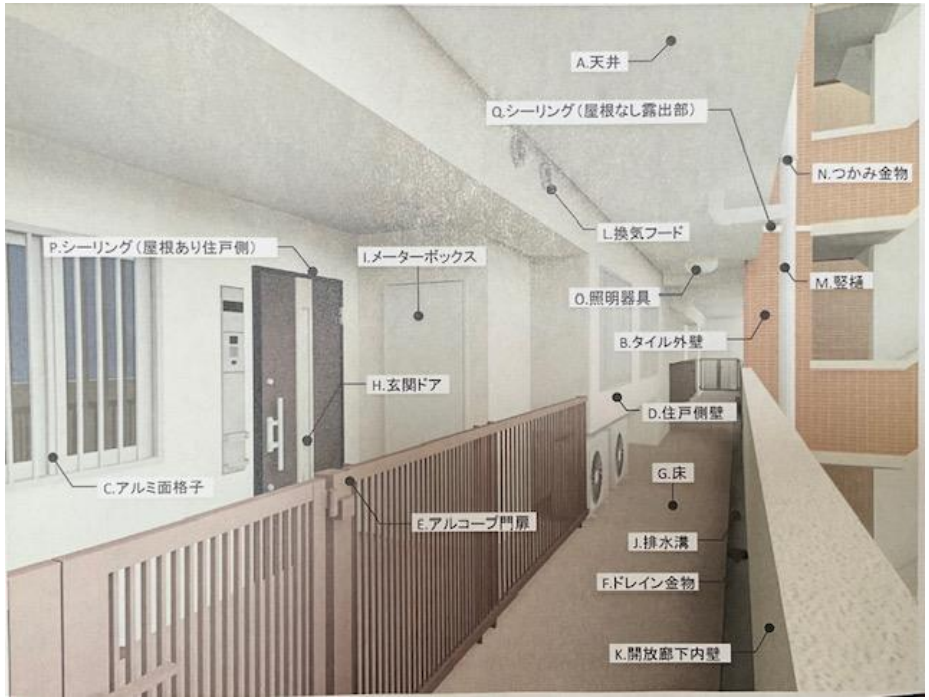

■ バルコニー側

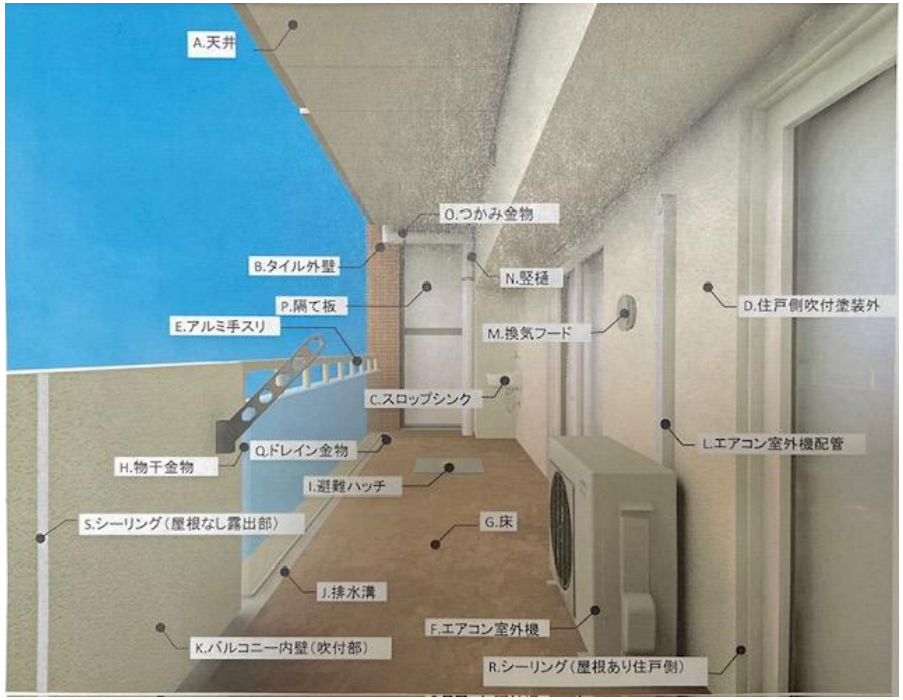

■ 足場を設置しないとできない工事を最優先に提案したい
■ 新築時の仕様レベルではなくグレードUP（適材適所）を提案したい
■ 共有部分 ・ 専用部分
＜専用使用権を与えられている共用部のメンテナンスや修理について＞

④大規模修繕でどこをどう修繕するの？？？

■ 大規模修繕で難しい工事は？（出来ない工事）

・一時的にキレイにしても数年後に剥離する工事

・排水溝や床面の勾配修正

・アルミ材、金メッキ金物やステンレス材への塗装改修

（例）面格子・玄関ドア周辺の白サビ・青サビなど

➡塗装改修は長持ちしないため、劣化しないように個人個人で綺麗にすることを意識する。

➡共有部分になるため、管理会社に日々の清掃時に中性洗剤での水拭きを依頼することも考える。

■ 気になる部分だけど大規模修繕で難しい工事は？
（塗装などが出来ない部分で交換などコスト高）

面格子の白い
アルミサビ

玄関ドア廻りの金メッキ・
鋳物面、金物面の　緑サビ
や白サビ

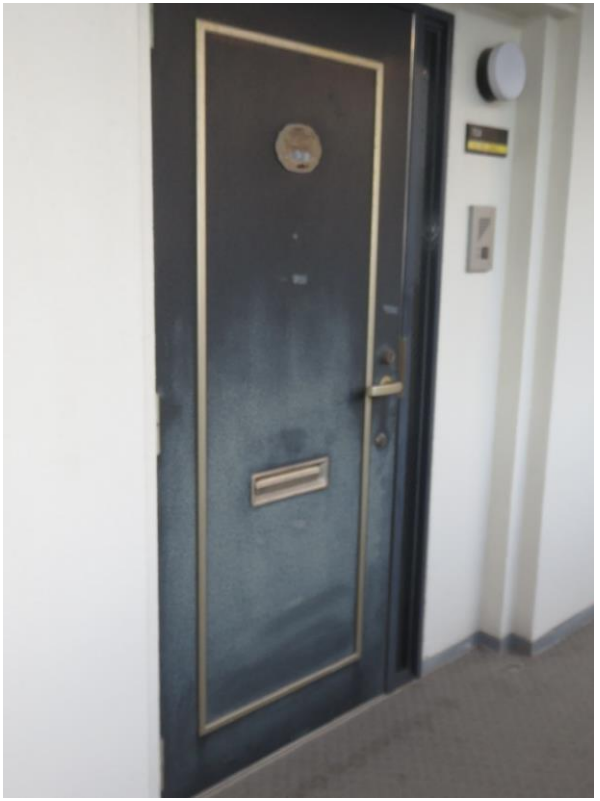

ドア表面の
塩ビシートの表面劣化退色

共用部になるので、個別での改修ができない為　全カ所対応になることが多い。
管理会社の通常清掃範囲に入っていないのがほとんどなので劣化が進む。

⑤数量積算書や見積明細書の重要性

■専門用語だらけの　競争入札の明細書（素人では何が何だか理解できない）
■同工事項目の**同仕様・同数量で比較**してみる！　※誰がそれらの資料を作成するのか？
■管理会社の立ち位置は？

↓入札業者が金額入れ

No	工事項目・位置	既存仕上げ	下地処理	仕様No.	改修内容	寸法	数量	単位	単価	金額	備　考
5	外壁　塗装工事										
1	開放廊下　外周面外壁（吹付塗装面）	アクリル系吹付タイル	→	塗装２	１液性水性微弾性下塗りの上	ﾏｽﾁｯｸﾛｰﾗｰ	2,092.7	平米	1,200	2,511,240	
	（手摺内側も含む）				超低汚染２液型水性セラミックシリコン塗	ｳｰﾙﾛｰﾗｰ２回塗					
2	バルコニー　外周面外壁（吹付塗装面）	アクリル系吹付タイル	→	塗装２	１液性水性微弾性下塗りの上	ﾏｽﾁｯｸﾛｰﾗｰ	－	平米		－	※　１、外周面外壁にて計上
	（手摺内側も含む）				超低汚染２液型水性セラミックシリコン塗	ｳｰﾙﾛｰﾗｰ２回塗					
3	屋外階段　外周面外壁（吹付塗装面）	アクリル系吹付タイル	→	塗装２	１液性水性微弾性下塗りの上	ﾏｽﾁｯｸﾛｰﾗｰ	534.0	平米	1,200	640,800	
	（手摺内側・階段壁も含む）				超低汚染２液型水性セラミックシリコン塗	ｳｰﾙﾛｰﾗｰ２回塗					
4	PH屋上　内壁	アクリル系吹付タイル	→	塗装２	１液性水性微弾性下塗りの上	ﾏｽﾁｯｸﾛｰﾗｰ	35.0	平米	1,200	42,000	
					超低汚染２液型水性セラミックシリコン塗	ｳｰﾙﾛｰﾗｰ２回塗					
5	石調塗装部　（屋上・PH　ハチマキ）	石調吹付仕上げ	→	塗装３	水性多彩模様塗料	専用ﾛｰﾗｰ	110.6	平米	4,800	530,880	
					シリコンクリア塗り	ｳｰﾙﾛｰﾗｰ２回塗					
6	石調塗装部　（外壁面）	石調吹付仕上げ	→	塗装３	水性多彩模様塗料	専用ﾛｰﾗｰ	23.2	平米	4,800	111,360	
					シリコンクリア塗り	ｳｰﾙﾛｰﾗｰ２回塗					
7	石調塗装部　（１階ハチマキ）	石調吹付仕上げ	→	塗装３	水性多彩模様塗料	専用ﾛｰﾗｰ	47.2	平米	4,800	226,560	
					シリコンクリア塗り	ｳｰﾙﾛｰﾗｰ２回塗					
8	スキン調塗装部　（１階）	スキン調吹付仕上げ	→	塗装４	水性アクリルシリコン石調塗材	専用ﾛｰﾗｰ	25.5	平米	4,500	114,750	
9	石貼り外壁面	御影石貼り			薬品洗浄　（無機質系洗浄剤）		88.3	平米	220	19,426	
10	外壁タイル面	45二丁掛けタイル			薬品洗浄　（無機質系洗浄剤）		2,705.0	平米	220	595,100	
	小　計									4,792,116	

－ 6 －

⑥修繕工事費の目安について

■　過去の修繕費と現在の工事費は？？？

消費税の増税 1997年(5%)➡2014年(8%)➡2019年(10%)

■　広島市近郊の工事費の実態

・国土交通省の全国アンケート結果からの平均値は？？？
・広島市内の工事会社10社の実績からの集計では？？？
（住戸あたりの単価に統一性が無い、工事内容が異なる
建物形状（単純かまぼこ型・縦長塔型・凸凹型・など外壁面積が単純であることがコスト的に安価になる傾向）

■高価になるマンション

・屋外露天の立体駐車場がある
・何種類もの外壁タイルが施工
・外壁面積が凸凹していて　施工面積が多い

■意外にかかる仮設足場費用と諸経費など（次ページ➡）

大規模修繕工事の概算工事金額について

国土交通省が公表した、大規模修繕工事の実態調査による工事金額のデータベース															
直接仮設工事	補修工事（タイル面・塗装面）	屋根防水工事	床防水工事	外壁塗装工事	鉄部塗装工事	建具・金物等	共用内部工事	給水設備	その他工事	外構関係	共通仮設工事費	現場管理費	一般管理費	法定福利費	消費税
直接工事費　（約７０％）　＜比率は仮定値＞											その他（約３０％）				

平成30年（2018年）に国土交通省が公表した、大規模修繕工事の実態調査（134社　944マンションサンプル）によると、直接工事金額は、【戸あたり】約100万円　程度（ただし共通仮設費・現場管理費・一般管理費・法定福利費・諸経費・消費税は別）　と発表されている。（個々のサンプルマンションの改修範囲や戸数に違いはありますのであくまでも平均値となります）　＜別紙PDF資料参照＞

比率は仮定値

３２戸　×　１００万円　（３２００万円）　　７０％　：　３０％　＝　3200万円　：　X

X　＝　1370万円

国交省データベースから推測する概算工事費は　3200　＋　1370　＝　４５７０万円　（消費税込み）

※　競争入札による期待値もあるが、ここ数年の物価上昇や、打放しコンクリートの特殊補修工事、吹抜け部のトップライト新設等を考えると以下の金額範囲になる可能性を秘めている。

予測工事費　４２００～４７００万円　（消費税込み）

⑦タイル剥離の実態

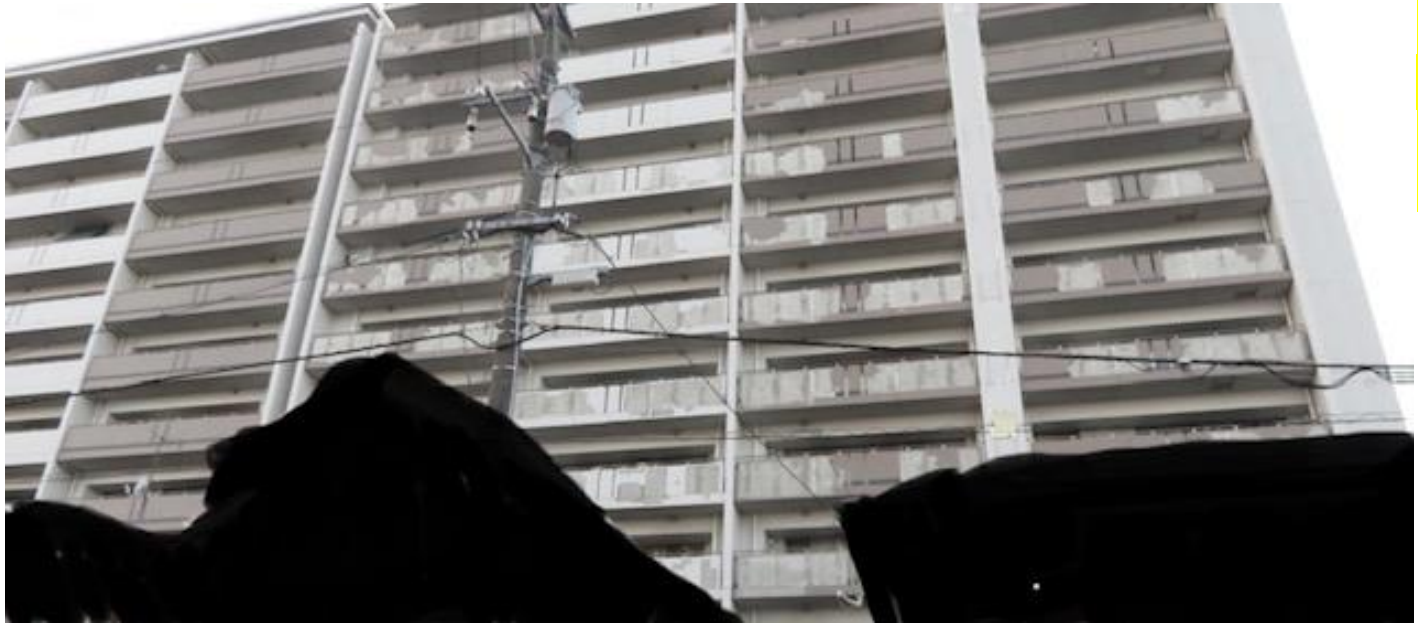

★　広範囲のタイルの浮きがあることを何時把握できるかで、大規模修繕工事中での　突然の追加金額をコントロールできるかが重要な課題である。

ここまでタイルが剥離していたら、改修費用は追加で１０００万円近い工事費の追加を求められることも少なくない。

工事着工前に全体のタイル剥離の概算数量を把握し、　修繕積立金とのバランスを考えて、BETERな改修方法を　提示することが大変重要。

コンサルタントの実績や経験により、対応内容に差が出やすい項目。

⑦タイル剥離の実態

■タイル落下による事故

施工不良による外壁タイルの落下事故がたまに起こります。
外壁の落下は管理者としての管理組合全体の責任を問われる場合があります。
足場を設置して建物調査をしたところ、経年劣化では考えられないタイルの浮きが判明したなどというケースも少なくないようです。
こうした施工不良による事故や補修を「すべて管理組合負担とされるのは納得できない」のは当然であり、人身事故など最悪のケースを免れるためにも外壁タイル落下の危険への対処をしなければなりません。

■外壁タイル落下事故の最新事情

「すべて管理組合負担は納得できない！」ということで施工不良による提訴もおきている。外壁タイル落下の危険にどう対処するか！？
最新事例を紹介。

⑦タイル剥離の実態

■外壁タイル落下事故の最新事情

【タイル落下で負傷者（熊本県での事例）】

内容	平成31年４月、築６年目のマンションの11階部分から 外壁タイル２枚が落下し、走行中の軽乗用車に直撃。 運転していた女性と後部座席の女性がけがを負った。
原因	タイルは縦40cm、横30cm。施工しやすいシート状で、 20枚程度の小さなタイルがユニットになっていた。
対応	デベロッパー、管理会社らが補償、当該マンションの 調査・補修等の対応を行った。

⑦タイル剥離の実態

■外壁タイル落下事故の最新事情

【大規模修繕中に元施工を提訴（東京都での事例）】

内容	平成29年に築13年経過した32戸のマンションで、大規模修繕工事中に新築時の施工不良（不法行為）による損害賠償訴訟を提起した事案。
原因	管理組合は大規模修繕工事を行っている工事会社の協力を得ながら、証拠となる写真や設計図書などを提出し、施工不良によるタイル落下の危険性を主張した。
対応	平成30年、新築時の施工会社が1,000万円を支払うことで和解が成立した。

⑦タイル剥離の実態

■外壁タイル落下事故の最新事情

【タワーマンションからタイル剥落（大阪府での事例）】

内容	平成27年3月に起こった外壁タイルの剥落をめぐり、管理組合が発注者と設計・監理者、施工者の3社に対して計約2億4,000万円の損害賠償を求めた事案。
原因	平成17年竣工・20階建てのタワーマンションで、平成27年3月に外壁タイルが剥落した。調査の結果、竣工10年程度でタイルの浮きや剥離が外壁全体の3～5%であれば経年劣化とみられるところ、10%以上で見られたことから施工不良が原因とし、施工者らを訴えた。
対応	訴訟は令和3年1月、施工者らが管理組合側に約1億5,000万円支払うことで和解が成立した。

⑦タイル剥離の実態

【外壁タイル落下事故の最新事情】

施工不良の事例は多々あるが、それらは複合的な原因となっている場合が 多く、その立証には相当の専門的知識や交渉の実務経験を持つ、 建築士や弁護士の関与が必要である。

※参考：【施工上の不良の判定いろいろ】

・外壁タイル面にひび割れが生じている場合、その下地のモルタルやコンクリートの劣化が原因となっていることが多い。

・下地のコンクリート面に施す吸水調整剤を塗り忘れると、モルタルに含まれる水が下地に吸われ、モルタルの硬化不良（ドライアウト）を招くことにつながります。逆に塗りすぎは接着力を低下させるため、施工不良となる原因となる。

・コンクリート躯体のひび割れ誘発目地や耐震スリットの上にタイルを貼るなど、スリットとタイルの目地の位置を合わせないと、躯体の動きにタイルがついていけずに剥離してしまうこともある。

・張付けタイル面のコンクリートの表面目荒らしや洗浄が不十分である場合

・張付けモルタルの厚さが極端に薄い、逆に塗りすぎ。

＜参考＞施工上の不良の判定目安

施工後の期間	浮き・剥落の割合
5 年以内	0 %以上
5 年超10年以内	3 %以上
10年超15年以内	5 %以上
15年超20年以内	10%以上

※大阪地方裁判所・高嶋卓裁判官論文より

⑧大規模修繕工事の瑕疵担保責任保険について

■工事を請ける会社をどうやって決めていくのか？

【修繕工事に瑕疵や欠陥があったら？】

工事完了後、万が一施工の「かし」があっても、保険の裏付けのある確実な補修を依頼できます！

保険事故と認定されれば、工事業者は保険金をもって確実な補修が実施でき、発注者としても安心して補修を依頼できます。

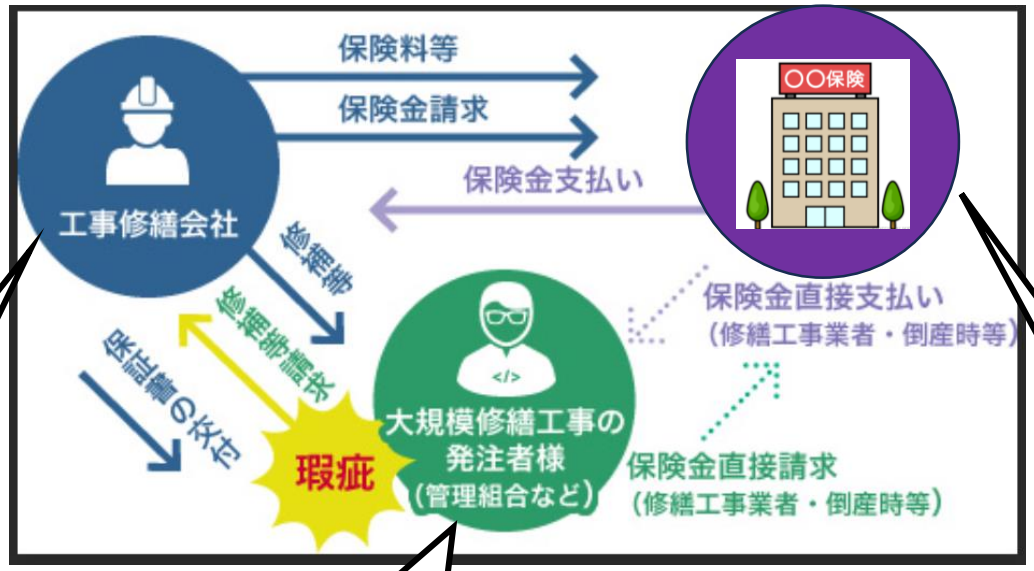

工事業者が倒産等に至った場合は、保険事故としての認定を踏まえ、発注者が直接保険法人に保険金を請求でき補修ができます。

大規模修繕工事完了後、保険の対象となる工事実施部分に「かし」（不具合・欠陥）があったら、工事業者に補修を依頼します。

⑨工事中の追加工事を抑える方法

■予算内で工事を抑える方法

現場の状態に合わせ段階的に追加・減額を協議して予算内に収めることが重要である

➡【第１段階】

フルスペック（考えられる理想的）の工事仕様で競争入札を行ない金額提示を受ける

➡【第2段階】

修繕積立金との比較で工事項目を再調整し、理事会承認を受け工事契約を行なう。

➡【第3段階】

足場設置後の劣化状況(タイル浮きの改修等の数量）の増減による調整で減額工事を検討。（工事の中間時期）

⑩ 長期修繕計画書と修繕積立金の値上げ時期

（広島市内の積立金額の実態）次ページ➡

- ■ 長期修繕計画書をどう見るか？
- ■ 負担の大きい機械式駐車場（特に屋外露出型）への対応
- ■ 管理会社からわかりやすい説明を受けているか？
- ■ 5年毎の見直しで、より実態に近い計画書にしていく
- ■ 修繕積立金の全国調査における広島版の平均額（1住戸/月）を把握
- ■ 1回目と2回目の大規模修繕工事で異なる内容を把握
- ■ 購入時に強制負担した「修繕積立金基金」30～50万円？

特報 2018年7-9月流通 550件対象

広島県内・既存分譲マンションの設定値を調査

積立金の平均、8,964円

㎡当たり120円　㎡当たり管理費は124円

①広島県　既存マンションデータ（2018.7～9月売出分）

	対象物件数	平均戸数	平均価格（万円）	㎡当価格（万円）	平均専有面積（㎡）	平均管理費（円）	㎡当管理費（円）	平均修繕積立金（円）	㎡当積立金（円）
広島市内	415	64.4	2,464	33.1	74.56	9,495	127	9,146	123
市外	135	62.6	1,901	25.2	75.33	8,573	114	8,416	112
全県	550	63.9	2,326	31.1	74.75	9,269	124	8,964	120

【参考】2018年上半期・新築データ

	対象物件数	平均戸数	平均分譲価格（万円）	㎡当価格（万円）	平均専有面積（㎡）	平均管理費（円）	㎡当管理費（円）	平均修繕積立金（円）	㎡当積立金（円）
広島市内	20	87.0	3,430	59.0	85.42	11,459	128	7,225	81
市外	5	73.6	3,150	45.7	84.85	10,222	120	5,576	65
全県	25	84.3	3,366	58.5	88.51	11,212	127	6,895	79

平均管理費は9,269円

調査について

2018年7～9月に流通した、広島県内の分譲マンション550件を対象にした。
各物件の平均、市中の物件情報から得られる[illegible]により割り出した。
平均価格の算出には、いわゆる売出価格（税込み）を使用した。
平均専有面積は、流通した住戸の専有面積の総合計を一戸で割り出した数値を算出している。
平均管理費、平均修繕積立金は算出されている物件、修繕積立金の総合計を物件数で除した数値。
「㎡当管理費」「㎡当積立金」は専有面積を[illegible]で除した数値（小数点第1位を四捨五入）。

③広島県　既存マンション・管理形態データ（2018.7～9月売出分）（件）

	常駐	通勤	巡回	自主管理	その他・不明
広島市内	29（7.0%）	267（64.3%）	69（16.6%）	37（8.9%）	13（3.1%）
市外	18（13.3%）	81（60.0%）	20（14.8%）	8（5.9%）	8（5.9%）
全県	47（8.5%）	348（63.3%）	89（16.2%）	45（8.2%）	21（3.8%）

【参考】2018年上半期・新築データ（件）

	24時間有人管理	通勤	巡回	自主管理	その他・不明
広島市内		16（80.0%）			4（20.0%）
市外					5（100.0%）
全県		16（64.0%）			9（36.0%）

②広島県　既存マンション・築年別データ（2018.7～9月売出分）

築年	対象物件数	平均戸数	平均価格（万円）	㎡当価格（万円）	平均専有面積（㎡）	平均管理費（円）	㎡当管理費（円）	平均修繕積立金（円）	㎡当積立金（円）
40年以上	62	63.1	1,302	20.6	63.34	8,781	139	7,888	125
30年～40年未満	97	53.4	1,786	27.6	64.80	9,836	153	8,469	131
20年～30年未満	165	62.3	1,993	26.7	74.56	9,234	124	10,223	137
10年～20年未満	146	66.2	2,976	35.1	84.31	8,932	106	9,306	110
5年～10年未満	31	68.3	3,267	42.3	77.20	9,155	119	6,695	87
5年未満	29	84.4	4,162	52.1	79.91	10,110	127	5,117	64
全体	550	63.9	2,326	31.1	74.75	9,269	124	8,964	120

【参考】東京・広島・北海道・千葉・神奈川・埼玉・大阪・福岡・愛知・兵庫・京都データ比較

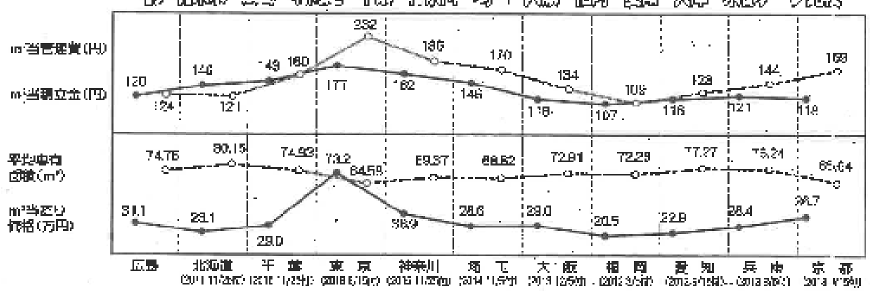

⑩ 長期修繕計画書と修繕積立金の値上げ時期（広島市内の積立金額の実態）

大規模修繕工事の費用実態について（広島市近郊）

マンション管理新聞のデータ的には、平均　8，964円以上／戸・月

（例）50戸×130万＝6500万円の工事費となる場合

6500万円÷50戸÷12ヶ月÷15年周期＝7200円／戸・月

ここに、設備やEV、駐車場などの費用を加味すると…

➡10000円以上／戸・月にしておきたい。

修繕費等の収支計画グラフ（2016.11月の見直し案）＜値上げなし＞

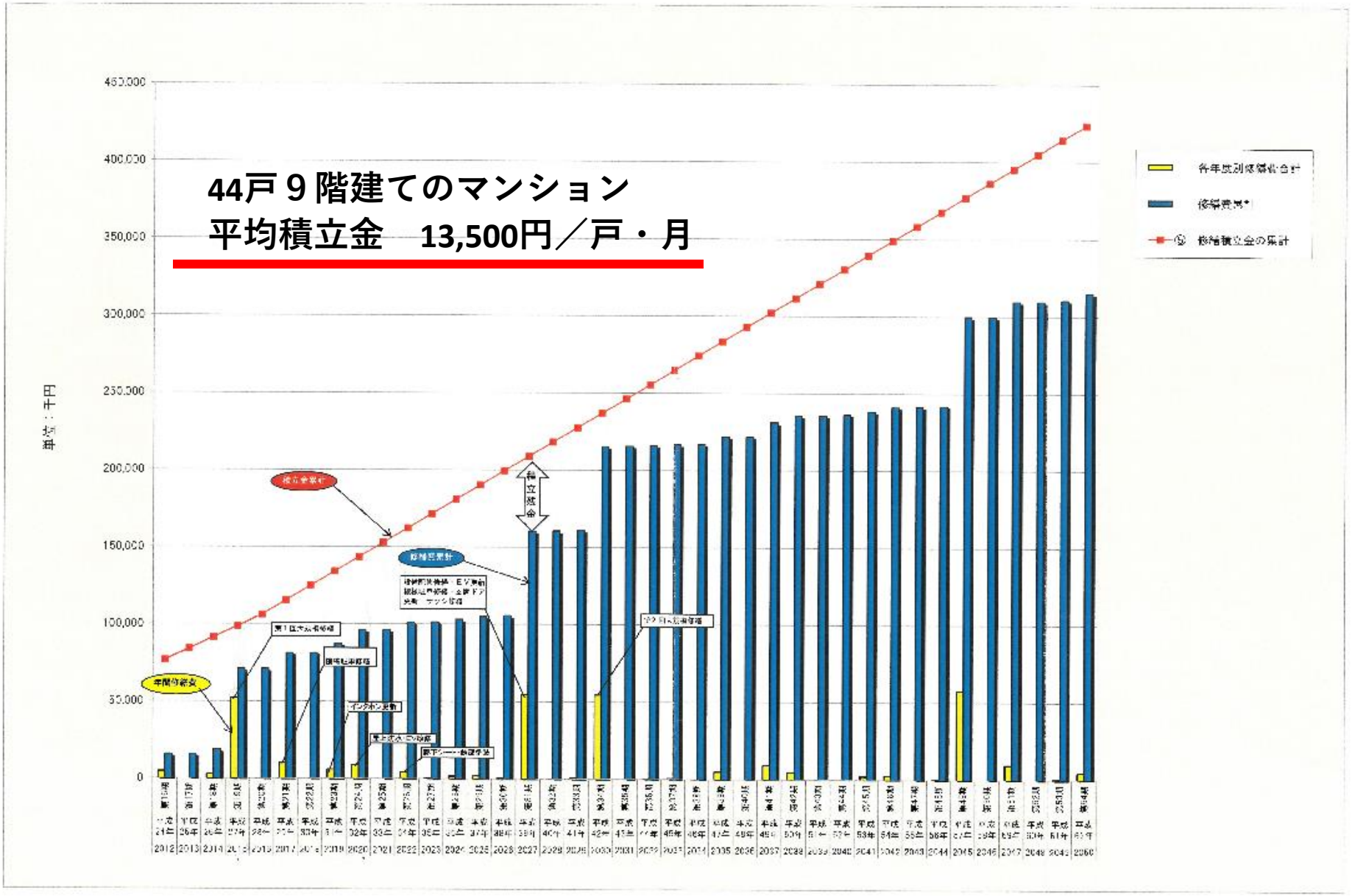

修繕費等の収支計画グラフ

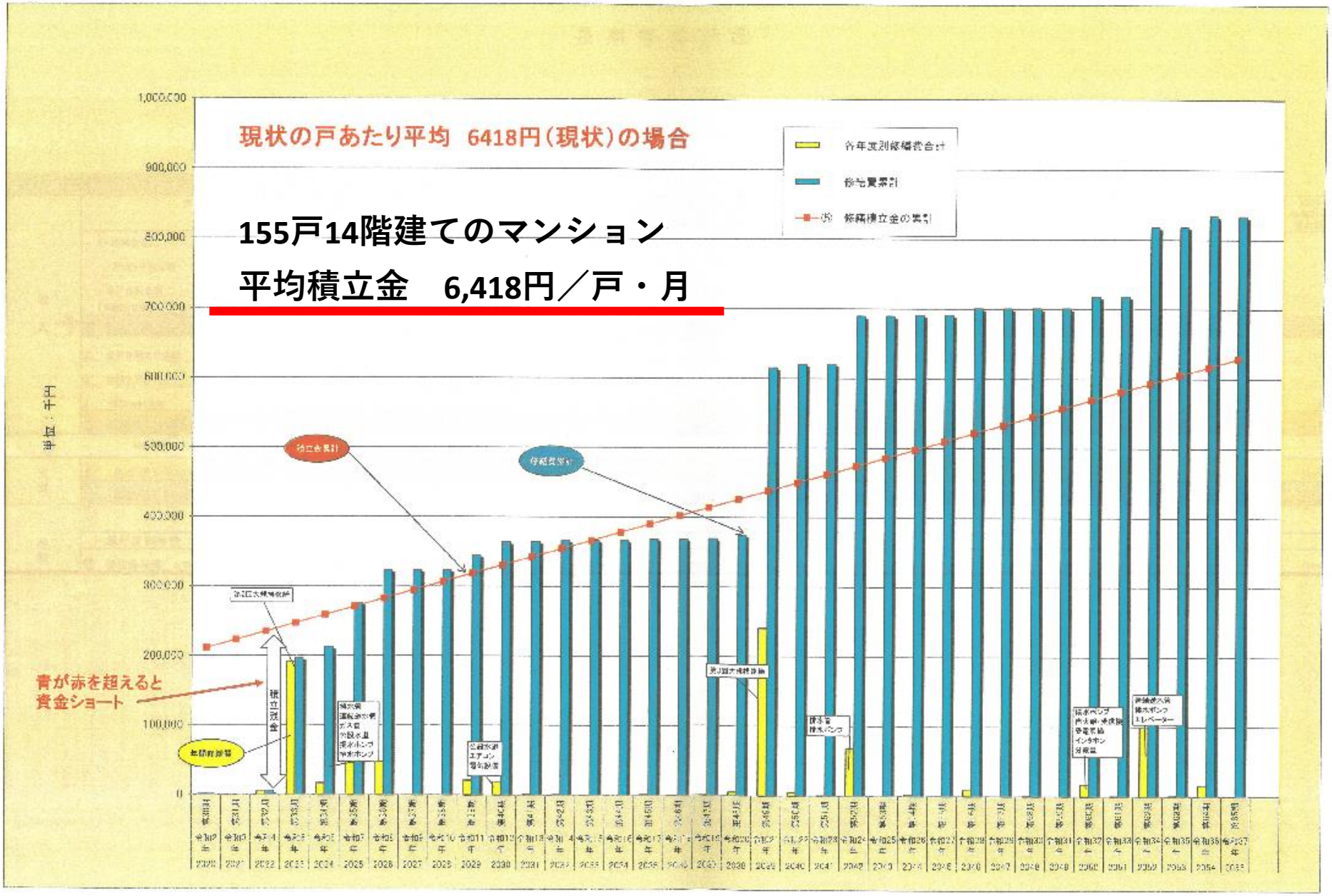

★ おまけ ～ピロティ型(1階ほぼ駐車場)の耐震対策～

ピロティ型のマンションは新耐震基準（昭和56年以降の場合は、どこまで安心できるのか？

個別での判断にもよるが、あきらめていた耐震性能を上げ大災害時の建物崩壊の可能性を減災するための補強を行なう方法がある。

◆ 講師紹介 ◆

立石光紀（たていしみつのり）
・1962年　山口県萩市生まれ
・学歴　　近畿大学工学部建築学科卒
・職歴　　ゼネコンの現場監督として4年間従事
　　設計会社に勤務を変え　構造・設備・意匠担当として官公庁から民間建築物までの設計監理に携わる
　　2002年　　有限会社　立石建築設計を設立　（代表取締役・監理建築士）　現在に至る
・資格等　　一級建築士（専攻建築士　統括部門）
　　住宅性能評価員
　　住宅瑕疵担保責任保険　現場検査員
　　マンション大規模修繕瑕疵保証　現場検査員
　　広島市住宅耐震診断資格者
　　災害時応急危険度判定士
　　広島地方裁判所民事訴訟　建築専門員

・所属団体　　公益社団法人　広島県建築士会
　　一般社団法人　広島県建築士事務所協会　理事、マンション修繕部会、住宅委員会副委員長
　　広島住宅研究会　前代表
　　広島欠陥住宅研究会　調査・相談建築士
　　マンション診断設計協同組合　前理事
　　ひろしま木造建築協議会　副会長

・会社概要　　有限会社　立石建築設計　　広島市西区庚午中4丁目7-26
　　◆主な建築設計業務
　　個人住宅・福祉施設・医院クリニック・賃貸マンション等の設計監理業務
　　デザインリフォーム・住宅耐震診断業務
　　マンションやビルの計画修繕コンサルタント業務
　　◆不動産関連
　　土地建物・マンションの売買仲介　・　土地建物の有効利用提案
　　メール　tateishi@tate-arc.com
　　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https:// www.tate-arc-mc.info/
　　（大規模修繕専用ホームページ）　立石建築設計　→　検索

建築士事務所による
マンション大規模修繕
コンサルタント
〈調査・設計・積算・工事監理〉

仕様設計　調査　設備　工事監理

工事業者選定補助　耐震補強　設計　第３者立場　長期修繕計画

どんなにしっかりした建物を造っても、時間や自然現象の影響を受けて建物は痛みが増してきます。『大規模修繕工事』とは、建物の経年劣化などにあわせて計画的に実施するまとまった修繕工事のことをいいます。分譲マンションの大規模修繕が街なかでも施工されていますが、賃貸マンションやテナントビル・病院・ホテルなどの公共的な建物にも計画的な修繕や改修は必要です。分譲マンションでは、建物や設備の老朽化による劣化や重大な不具合の発生を防ぐために、管理組合が主体となり、長期修繕計画にもとづいた計画修繕を行います。計画修繕は区分所有者の皆さんが毎月積み立てている修繕積立金を充当して行なわれ、工事内容が大規模、工事費が高額、工期が長期間にわたるものを『大規模修繕工事』と呼びます。

具体的には外壁補修工事、屋上防水工事、鉄部塗装工事、給水管取替え、排水管取替え、構造補強工事などがあります。一般社団法人広島県建築士事務所協会では平成14年よりマンション計画修繕部会を発足し、設計の専門家としての建築知識、改修工法や技術などを、意匠・構造・設備・各種関連法規等の面から学び合い、皆さまの大切な資産の維持管理に係る知識や技術の向上を行なっております。又、一般社団法人広島県マンション管理士会の方々との共同勉強会も実施しながら日々知識の向上を目指しています。建物の長期寿命化を保つために　我々、建築士事務所の第３者的な立場での専門的知識や工事監理は欠かせません。建築物の維持管理のコンサルタントとして皆様のお力になりますので気軽にお声掛けください。

大規模修繕の全体の流れ

① 修繕委員会の設置 → ② 発注方式の提案（・コンサルタント方式 ・管理会社一括方式 ・工事業者一括方式） → ③ 建物調査診断 → ④ 修繕計画と工事予算協議 → ⑤ 各種仕様と数量積算 → ⑥ 施工業者の選定方式協議 → ⑦ 工事入札 → ⑧ 施工業者の決定 → ⑨ 着工前の工事説明会 → ⑩ 工事期間（着工から竣工まで約6ヶ月） → ⑪ 長期修繕計画書作成 → ⑫ アフターフォロー

※一般的に①から⑫まで約１年半～２年かかります、区分所有者のみなさんが積極的に早めの準備と意識統一が必要です。

問い合わせ先

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
マンション計画修繕部会

住　所：広島県広島市中区八丁堀５-23
オガワビル２F
ＴＥＬ：082-221-0600　ＦＡＸ：082-221-8400